

言にも程なくへ上つて、けんひむしの別當にも、三がどまで被成給へり、此人の朝務の時は、諸國のせつたうがうたう、山ぞく海ぞくなをば、やうもなくからめ取て、一々にひぢのものよりふつゝとちきりゝおつはなたる、されば人あく別當とぞ申ける、

〔讀史餘論〕按するに、清盛が妻平時子は、建春門院の女兄也、故に平氏とすゝ勢を得し也、又建春門院の兄大納言平時忠は、主上倉高にも院河白河にも平家にも皆親ありし故、權柄を執れり、時人これを平關白といひき、

〔玉海〕建久九年正月七日乙巳、讓位事、傳國等事、自元不及沙汰云々、幼主不甘心之由、東方頻雖令申、綸旨懇切、公朝法師下向之時、被仰子細之時、懃承諾申、然而皇子之中、未被定其人、關東許可之後、敢取孔子賦、又被行御占、皆以能圓孫御門為吉兆云々、仍被一定了、此旨以飛脚被仰關東了、不待彼歸、

來十一日可有傳國之事云々、桑門之外孫曾無例、而通親卿為振外祖之威嫁彼外祖母之故也二三歲踐祚、為不吉例之由申出云々、信清孫三歲、範季孫二歲、而博陸藤原基通又饗應、尤可被忌例、不可及外祖之沙汰之由再三被申行、是則其息新侍從兼基為桑門之孫、世人為奇異、為休其嘲、忘帝者之瑕瑾、同通親謀云々、愚哉、以少人入魂、為小童之才學、國家之滅亡、舉足可待歟、於占卜之吉兆及孔子賦等之條者、如此之事、只

依根元之邪、正有靈告之真偽也、通親忽補後院、別當禁裏仙洞、可在掌中歟、彼卿日來猶執國柄世稱源博陸、又謂土御門、今假外祖之號、獨步天下之體、只可以目歟、讓位之間、將軍兩人必可供奉、仍內大臣被停、左大將了、明日中納言中將可補云々、其後可被行任大臣、右大將昇丞相、奪其將軍、通親可拜云々、外祖猶

必可補大臣歟、彼時又內府可被補、右大臣之條、無異儀、於此等之次第者、更不足為愁、猶恐只濫刑也、〔愚管抄〕九年久、建正月十一日に、通親はたと讓位を行ひて、この刑部卿三位が腹に、能圓が女に

て、この承明門院後鳥羽おはします腹に、王子御門の四にならせ給ふを踐祚して、この院も今はやうゝ意にまかせなばやと思召によりて、かく行てけり、關東の頼朝には、いたうたしかな